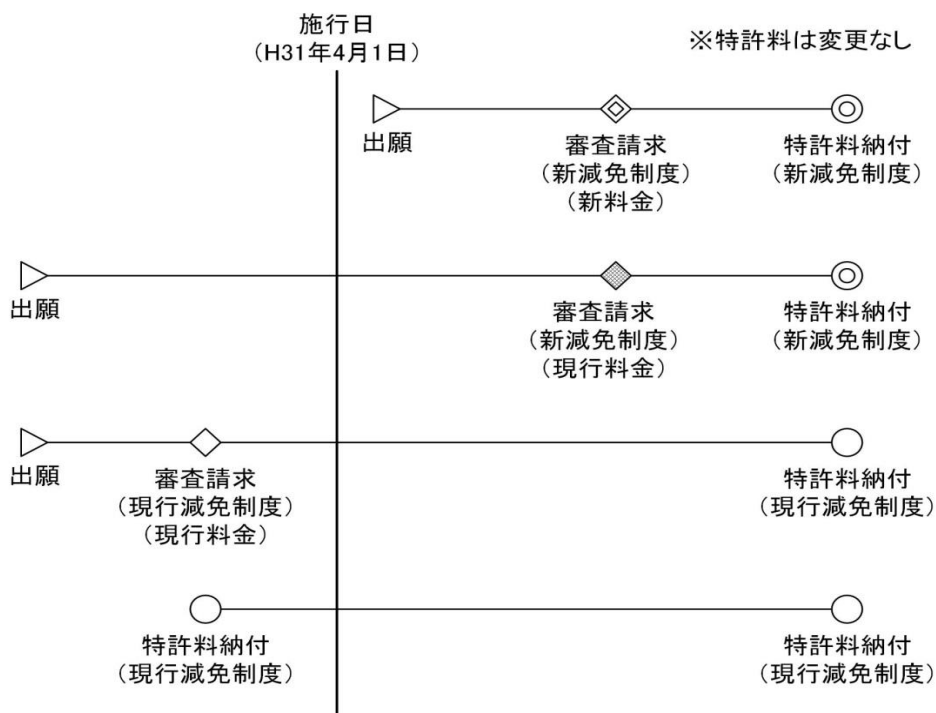


**2019(H31)年4月1日施行
料金改正及び新減免制度
のお知らせ**

- 審査請求料が値上げされます ⇒ 118,000+(請求項数×4,000)円
2万円UP ↓
138,000+(請求項数×4,000)円
- 減免対象者が拡大されます ⇒ 例えば資本金 3 億円以下の企業様なら・・・
審査請求料1/2, 特許料1/2 (第1年～第10年)

(詳しくは特許庁HPで <http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen20190401.htm>)

- 新減免制度では、減免申請書及び証明書といった書類提出の必要はありません



- 現在、出願予定があるクライアント様
 - ・ 2019年(H31年) 3月29日(金)までの出願をおすすめします。
 - 現行料金で且つ新減免制度の対象となります。
- 現在、減免適用を受けているクライアント様
 - ・ 昨年4月より減免申請書及び証明書の提出は1件につき1回。以降の提出は不要。この取扱いは2019年(H31年)4月以降も変わりません。

不明な点等ございましたら、お気軽に沖本までお問い合わせください。